

## 令和8年度守谷市水質検査計画

守谷市上下水道事務所では、「水道法施行規則の一部を改正する省令」(厚生労働省令第142号。平成16年4月1日施行)に基づき、水質検査計画を策定しましたので需要者である市民の皆様にご報告いたします。

この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せください。皆様からのご意見は今後の水質検査計画作成において参考とさせていただきます。

### ○水質検査計画について

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために、不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正性を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

### <問合せ先>

守谷市上下水道事務所 上下水道課 事業グループ

郵便番号 302-0110 茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目 2734 番地の1

電話番号 0297-48-1842(代) ファックス 0297-48-6087

メール [jougesui@city.moriya.ibaraki.jp](mailto:jougesui@city.moriya.ibaraki.jp)

## 1.基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために、以下の方針で水質検査を行います。

### (1)検査地点

検査地点は次の地点とします。

- ア 守谷配水場の出口地点(配水池の水)
- イ 水質基準が適用される給水栓(蛇口からの水)

### (2)検査項目

検査項目は次の項目とします。

水質基準項目(水道法で義務付けられている項目)

### (3)検査頻度

水道法及び守谷市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し、検査を実施します。

## 2.水道事業の概要

守谷市の水道事業の内容は次のとおりです。

### (1)守谷市水道事業

区分	内容
事業体の名称	守谷市水道事業
給水区域	守谷市の全区域
計画給水人口	69,920 人
計画一日最大給水量(仮)	21,770 立方メートル
水源の名称	受水(県南西広域水道用水供給事業から)

## 3.水源の水質状況

守谷市の水道は、茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場からの受水を水源としております。水質基準に適合しており、安全で良質な水といえます。

### (1)配水の水質状況

令和5年度から令和7年度までの配水水質は、表 1 のとおりです。

## 4.採水地点

採水地点は、原則として給水栓(蛇口)で行いますが、送配水管内で水質変化が起こらないことが確認されている無機物、有機物等の水質項目については、給水栓に代えて配水場の出口を採水地点とします。

### (1)給水栓(蛇口)

配水場からの配水系統ごとに、市内全域で 5 箇所の採水場所を設定します。

採水場所は、公民館、公園等の公共施設の給水栓(蛇口)とします。

## (2)配水場

配水が水質基準を満たしていることを確認するために、配水場の出口を検査地点とします。

## 5.検査項目及び検査頻度

### (1)水質検査項目

水質基準項目の全項目を検査します。また、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査も法令どおり行います。

### (2)検査頻度

#### ア 水質基準項目

##### A 給水栓(蛇口)(表 2 参照)

給水栓における水質基準項目の検査は、従来、全国一律に義務付けられていましたが、地域性を考慮し、水道事業者の状況に応じて検査頻度を減らすことができることになりました。

##### B 配水(表 3 参照)

配水の水質検査も、適切な水質管理を行う上で重要ですので、必要性及び過去 5 年間の検査結果を考慮した検査頻度を設定して実施します。

#### イ 毎日検査項目(表 4 参照)

給水栓において、色、濁り及び消毒の残留効果を 1 日 1 回検査します。

## 6.水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)の規定に基づく検査方法により行います。

なお、水質検査機関については、下記「8.水質検査の自己／委託の区分」のとおりです。

## 7.臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

ア 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

イ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

ウ その他特に必要があると認められるとき。

## 8.水質検査の自己/委託の区分

守谷市の水質検査は、茨城県水道水質管理計画に基づき、茨城県企業局水質管理センターにて実施しております。

## 9.水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、守谷市上下水道事務所で閲覧できるほか、守谷市のホームページに掲載します。

また、検査結果につきましても、毎年公表します。

## 10.水質検査の精度と信頼性の保証について

厚生労働省が提示している水質基準に係る水質検査方法は、原則として基準値の 1/10 の濃度の定量が可能で、定量下限値付近の測定における変動係数(CV)が無機物では10パーセント以下、有機物では20パーセント以下を確保できるとされています。

守谷市の水質検査を行っている茨城県企業局水質管理センターでは、水質検査の結果の精度と信頼性を保証するために、内部精度管理の実施や外部精度管理への参画に取り組んでいます。

○茨城県企業局水質管理センターにおける水質検査の精度と信頼性保証

### (1)測定精度

原則として基準値等の1/10の濃度の定量が可能で、定量下限値付近の測定における変動係数(CV)が無機物は10パーセント以下、有機物では20パーセント以下を確保した水質検査を行っています。

### (2)信頼性

測定者間における測定方法の統一化を図るために、検査項目毎に作業手順書を作成し、信頼性を確保しています。さらに、毎年国及び県で実施している精度管理(外部精度管理)に参画し、測定精度の評価を受けるなど、信頼性の保証に努めています。

また、信頼性の保証システムとして(社)日本水道協会が作成した「水道GLP」の認証を取得しており、客観的に信頼性が保証されています。

※水道GLP:検査の技術力を評価する「ISO17025」と品質管理の「ISO9001」の概念をベースにして、水道分野に特化させた規格

## 11.関係者との連携について

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつたときは、厚生労働省、茨城県県民生活環境部及び茨城県企業局などの関係機関と情報交換するとともに、連

携して迅速に対策を講じます。

また、茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場からの受水団体である茨城県南水道企業団と情報交換を図りながら、適切な対応を行い、安全な水を供給します。

表1 配水の品質状況

令和5年度から令和7年度までの配水品質は下記のとおりです。  
なお、各年度の値は年間最大値を記載しています。

NO.	項目/区分	年度 検査機関番号 採水場所 単位 水質基準	令和5年度							令和6年度							令和7年度							過去 H17 ~R7 最大値	過去3年 R5 ~R7 最大値		
			A							A							A										
			高野	美園	西板戸井	松前台	みずき野	配水	最大値	高野	美園	西板戸井	松前台	みずき野	配水	最大値	高野	美園	西板戸井	松前台	みずき野	配水	最大値				
1	一般細菌	個/ml	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003mg/l以下	<0.0003																						0.00	0.00
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005mg/l以下	<0.00005																						0.00	0.00
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01mg/l以下	<0.001																						0.00	0.00
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01mg/l以下	<0.001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01mg/l以下	<0.001																						0.00	0.00
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02mg/l以下	<0.001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04mg/l以下	<0.004	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
10	シアニド化合物イオン及び塩化シ	mg/l	0.01mg/l以下	<0.001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10mg/l以下																							2.47	2.54
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8mg/l以下	0.10	0.10																					0.09	0.10
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0mg/l以下	0.07	0.07																					0.07	0.10
14	四塩化炭素	mg/l	0.002mg/l以下	<0.0001																						0.00	0.00
15	1,4-ジオキササン	mg/l	0.05mg/l以下	<0.005																						0.00	0.01
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	mg/l	0.04mg/l以下	<0.0002																						0.00	0.00
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02mg/l以下	<0.0001																						0.00	0.00
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01mg/l以下	<0.0001																						0.00	0.00
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01mg/l以下	<0.0001																						0.00	0.00
20	ベンゼン	mg/l	0.01mg/l以下	<0.0001																						0.00	0.00
21	塩素酸(H2O年度から追加)	mg/l	0.6mg/l以下	0.11	0.11	0.11	0.11	0.12	0.11	0.12	0.12	0.11	0.12	0.12	0.12	0.15	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.38	0.15
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02mg/l以下	<0.001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.01	0.00
23	クロロホルム	mg/l	0.06mg/l以下	0.012	0.013	0.014	0.012	0.013	0.010	0.010	0.014	0.018	0.016	0.014	0.015	0.014	0.016	0.023	0.025	0.027	0.025	0.024	0.023	0.027	0.11	0.11	
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03mg/l以下	0.003	0.004	0.004	0.040	0.004	0.003	0.040	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.04	0.04	
25	ジブromクロロメタン	mg/l	0.1mg/l以下	0.0063	0.0072	0.007	0.0450	0.007	0.0060	0.0450	0.0089	0.0096	0.010	0.0093	0.010	0.0085	0.0096	0.0071	0.0073	0.007	0.0072	0.007	0.0068	0.0073	0.11	0.05	
26	臭素酸	mg/l	0.01mg/l以下	<0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01	0.00	
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1mg/l以下	0.025	0.027	0.029	0.026	0.027	0.024	0.029	0.038	0.041	0.041	0.039	0.040	0.036	0.041	0.043	0.046	0.048	0.045	0.043	0.042	0.048	0.18	0.05	
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03mg/l以下	0.007	0.008	0.008	0.080	0.007	0.007	0.080	0.005	0.008	0.008	0.005	0.008	0.005	0.008	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012	0.010	0.012	0.08	0.08	
29	ブromジクロロメタン	mg/l	0.03mg/l以下	0.008	0.009	0.009	0.085	0.009	0.008	0.0850	0.013	0.014	0.014	0.014	0.014	0.012	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.014	0.09	0.09		
30	ブromホルム	mg/l	0.09mg/l以下	0.0018	0.0020	0.0019	0.0019	0.0019	0.0017	0.0020	0.0016	0.00180	0.0019	0.0017	0.0017	0.0016	0.018	0.0013	0.0015	0.0016	0.0120	0.0014	0.0013	0.012	0.02	0.02	
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08mg/l以下	0.030	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.030	0.000	0.005	0.000	0.000	0.000	0.000	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.008	0.008	0.03	0.03	
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0mg/l以下	<0.01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.08	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2mg/l以下	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.13	0.04	
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3mg/l以下	<0.01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.04	0.01
35	銅及びその化合物	mg/l	1.0mg/l以下	<0.01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200mg/l以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.9	23.9	0.0	0.0	0.0	0.0	21.9	21.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.3	23.3	31.50	23.90		
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05mg/l以下	<0.001	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0.00
38	塩化物イオン	mg/l	200mg/l以下	33.6	33.8	33.8	33.8	33.7	33.6	33.8	33.0	33.6	33.5	33.4	33.5	32.8	33.6	37.3	37.6	37.6	37.4	37.6	37.4	37.6	37.6	37.60	37.60
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300mg/l以下	80.3	80.3					80.3					77.2	77.2						83.8	83.8	85.60	83.80		
40	蒸発残留物	mg/l	500mg/l以下	198	194	199	200	196	190	200	180	190	192	195	188	188	195	199	193	192	194	199	195	199	223.00	200.00	
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2mg/l以下	<0.02																						0.02	0.02
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001mg/l以下	<0.000001	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000001	0.000002	0.000001	0.000001	0.000001	0.000002	0.000002	0.000001	0.000002	0.000002	0.000002	0.000002	0.000001	0.000002	0.00	0.00	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001mg/l以下	<0.000001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02mg/l以下	<0.002																						0.00	0.00
45	フェノール類	mg/l	0.005mg/l以下	<0.0005																						0.00	0.00
46	有機物(全有機炭素(TOC)の)	mg/l	3mg/l以下	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.30	1.20	
47	pH値		5.8以上8.6以下	7.61	7.66	7.64	7.63	7.63	7.60	7.66	7.49	7.58	7.51	7.54	7.57	7.53	7.58	7.49	7.55	7.52	7.52	7.51	7.59	7.59	7.79	7.66	
48	味		異常でないこと	異常なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
49	臭気		異常でないこと	異常なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
50	色度	度	5度以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.00	2.20
51	濁度	度	2度以下	<0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.40	0.40
52	気温	℃		35	38.0	36.0	35.0	35.0	38.0	38.0	35.0	36.0	39.0	35.0	38.0	34.0	39.0	30.0	34.0	33.0	33.0	34.0	31.0	34.0	38.00	39.00	
53	水温	℃		29.1	28.0	33.0	31.0	33.0	29.0	30.0	29.1	29.8	30.2	29.7	29.8	30.5	30.2	27.5	29.6	31.0	30.0	28.6	29.0	31.0	33.00	33.00	
54	残留塩素	mg/l	0.1mg/l以上	0.7	0.7	0.5	0.6	0.5	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.80	0.70	

検査機関番号

A	茨城県企業局水質管理センター
B	埼玉水コン
C	埼玉県微生物研究所

表2 法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

項目番号	水質基準項目	基本検査頻度	検査省略可能頻度※1	検査計画頻度(回/年)		設定理由等
				蛇口※2		
1	一般細菌	1回/月	1回/月	12		省略不可項目
2	大腸菌	1回/月	1回/月	12		省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
4	水銀及びその化合物	1回/3月	-	-		
5	セレン及びその化合物	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	-	-		安全確認のため、年1回
8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	1回/3年	-		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	1回/3月	4		安全確認のため年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	-	-		
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	-	-		
14	四塩化炭素	1回/3月	-	-		
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	-	-		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	-	-		
17	ジクロロメタン	1回/3月	-	-		
18	テトラクロロエチレン	1回/3月	-	-		
19	トリクロロエチレン	1回/3月	-	-		
20	ペルフルオロ(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	1回/3月	-	-		
21	ベンゼン	1回/3月	-	-		規則第15条第1項3号により、概ね3か月に1回
22	塩素酸	1回/3月	1回/3月	4		
23	クロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	4		
24	クロロホルム	1回/3月	1回/3月	4		
25	ジクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	4		
26	ジブロモクロメタン	1回/3月	1回/3月	4		
27	臭素酸	1回/3月	1回/3月	4		
28	総トリハロメタン	1回/3月	1回/3月	4		
29	トリクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	4		
30	ブロモジクロメタン	1回/3月	1回/3月	4		
31	ブロモホルム	1回/3月	1回/3月	4		
32	ホルムアルデヒド	1回/3月	1回/3月	4		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	-		
34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		安全確認、データ集積のため
36	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	1		安全確認、データ集積のため
39	塩化物イオン	1回/月	1回/月	12		省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
41	蒸発残留物	1回/3月	1回/3月	4		安全確認、データ集積のため
42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	-	-		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
43	ジェオスミン	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4		※3 四半期毎(3、6、9、12月)に実施(県水)
44	2-メチルイソボルネオール	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4		水道法施行規則第15条第1項2号より浄水施設出口にて検査
45	非イオン界面活性剤	1回/3月	-	-		
46	フェノール類	1回/3月	-	-		省略不可項目
47	有機物(TOCの量)	1回/月	1回/月	12		
48	pH値	1回/月	1回/月	12		
49	味	1回/月	1回/月	12		
50	臭気	1回/月	1回/月	12		
51	色度	1回/月	1回/月	12		
52	濁度	1回/月	1回/月	12		

※1 これまでの検査結果から省略可能な頻度(最低必要な頻度)

※2 蛇口における検査は、市内全域の配管系統毎に5箇所行います。なお、この表に記載した回数は1箇所当りでの回数です。

※3 県水の水源において、臭気の原因(藻類に限らず魚卵など)となるものが発生するおそれがあるため。

「-」は検査を行いません

表3 法令に基づく水質検査

水質検査表(2) 水質基準

目番	水質基準項目	基本検査頻度	検査省略可能頻度※1	検査計画頻度(回/年) 浄水場出口※2	設定理由等(守谷系浄水)
1	一般細菌	1回/月	1回/月	12	省略不可項目
2	大腸菌	1回/月	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
4	水銀及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	安全確認のため年4回
5	セレン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年	4	
9	亜硝酸態窒素	1回/3月	1回/3年	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月	1回/3月	4	規則第15条第1項3号より年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月	1回/3月	4	安全確認のため年4回
12	フッ素及びその化合物	1回/3月	1回/年	4	
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
14	四塩化炭素	1回/3月	1回/3年	4	
15	1,4-ジオキサン	1回/3月	1回/3年	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	4	
17	ジクロロメタン	1回/3月	1回/3年	4	
18	トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	4	
19	トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	4	
20	ペルフルオロ(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	1回/3月	1回/3年	4	
21	ベンゼン	1回/3月	1回/3年	4	規則第15条第1項3号より年4回
22	塩素酸	1回/3月	1回/3月	4	
23	クロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	4	
24	クロロホルム	1回/3月	1回/3月	4	
25	ジクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	4	
26	ジブromクロロメタン	1回/3月	1回/3月	4	
27	臭素酸	1回/3月	1回/3月	4	
28	総トリハロメタン	1回/3月	1回/3月	4	
29	トリクロロ酢酸	1回/3月	1回/3月	4	
30	ブromシクロメタン	1回/3月	1回/3月	4	
31	ブromホルム	1回/3月	1回/3月	4	安全確認のため年4回
32	ホルムアルデヒド	1回/3月	1回/3月	4	
33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	4	
35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
36	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	4	
38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	4	
39	塩化物イオン	1回/月	1回/月	12	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月	1回/3月	4	規則第15条第1項3号より年4回
41	蒸発残留物	1回/3月	1回/3月	4	安全確認のため年4回
42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年	4	安全確認のため年4回
43	ジェオスミン	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4	※3 四半期毎(3、6、9、12月)に実施(県水)
44	2-メチルイソボルネオール	発生時期に月1回以上	発生時期に月1回以上	4	
45	非イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年	4	安全確認のため年4回
46	フェノール類	1回/3月	1回/3年	4	省略不可項目
47	有機物(TOCの量)	1回/月	1回/月	12	
48	pH値	1回/月	1回/月	12	
49	味	1回/月	1回/月	12	
50	臭気	1回/月	1回/月	12	
51	色度	1回/月	1回/月	12	
52	濁度	1回/月	1回/月	12	

※1 これまでの検査結果から省略可能な頻度(最低必要な頻度)  
 ※2 浄水場出口に関しては、安全性を確認するため、省略は行わず、基本検査頻度以上実施します。  
 ※3 県水の水源において、臭気の原因(藻類に限らず魚卵など)となるものが発生するおそれがあるため。

## 表4 法令に基づく配水水質検査

### 水質検査表(3) 1日1回行う水質検査

項目 番号	水質基準項目	評価	検査頻度(回/年)
			給水栓水
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

市内に設置されている自動測定器により連続的に測定及び記録がなされています。  
なお、自動測定器の実測確認、校正は週1回行います。